

資料紹介

# 検察官による刑事確定訴訟記録の閲覧制限に対する準抗告 (福岡地方裁判所令和2年(む)第793号)

大貫 拳 学

〔抄 録〕

筆者は、「犯罪」現象や刑事司法の社会学的研究のため、刑事確定訴訟記録の閲覧を行ってきた。日本では、憲法82条が裁判の公開原則を規定し、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法が、判決確定後の訴訟記録について閲覧自由の原則を定めている。しかし制度や運用上の制約から、刑事確定訴訟記録にアクセスすることは必ずしも容易ではない。

ここで紹介するのは、検察官による刑事確定訴訟記録の閲覧制限に対して、筆者が不服申立てをした事案の記録である。裁判所は、不許可通知を欠く検察官による閲覧制限を実質的な閲覧一部不許可処分と認定したうえで、筆者による研究目的での閲覧には「正当な理由」がある等として、筆者の申立てを認容した。本資料は、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の解釈・適用に関する法律学の研究対象となるのみでなく、記録閲覧実務の現状把握や、刑事裁判の公共性についての社会理論的考察にも資するだろう。

キーワード：刑事確定訴訟記録, 準抗告, 刑事裁判と社会学

## I 解説

### 1. はじめに

「犯罪」現象や刑事司法を研究するとき、検察官が保管する刑事確定訴訟記録（以下、「確定記録」）は貴重な資料となる。とりわけ社会学においては、法令解釈・適用を判決等で確認するのみでなく、訴訟のプロセス全体を分析することが必要な場合も多い。

日本では、憲法82条が裁判の公開原則を規定し、刑事訴訟法（以下、「刑訴法」）53条および刑事確定訴訟記録法（以下、「記録法」）4条が、判決確定後の訴訟記録について閲覧自由の

原則を定めている。しかし、現実に確定記録にアクセスするのは必ずしも容易ではない。その背景には、訴訟の一方当事者である検察官が閲覧許否の判断をすること、閲覧制限事由が広範に規定されており、閲覧制限が原則化してしまっているなどの事情がある（福島編 1999）。また判例（最高裁 1990年2月16日決定・判タ726:144）が、確定記録の閲覧を憲法上の権利と認めていないことも問題である。

ここで紹介するのは、筆者による研究目的での確定記録の閲覧請求に対し、検察官が不許可通知をすることなく閲覧を制限したことにつき、筆者が不服申立てをした事案の記録である。

## 2. 閲覧制限

現在筆者は、刑事司法とジェンダー、とくに児童虐待事案の刑事司法過程での「扱われ方」について共同研究を行っている。その一環として筆者らは、2017年に福岡県で発生した事件（以下、「本件事件」）を調査対象の一つとすることにした。本件事件は、被告人（犯行当時20代の女性）が自らの娘である乳児に対する暴行および殺人で、2018年10月5日、福岡地方裁判所で懲役7年の有罪判決を受けたという事案である。公判では殺意および責任能力が争点となったが、裁判所は、年上の夫への「苛立ち」を犯行動機と認定し、殺意と完全責任能力を認めた。この判決は、控訴期限経過により同年10月20日に確定した。本件事件は、法廷における犯行動機の構成や、ジェンダー規範によるリアリティ構築を分析するという筆者らの研究にとって重要となる。

筆者らは、2019年8月9日、本件事件の確定記録について、その保管者である福岡地方検察庁検察官に対し、閲覧請求および謄写申出を行った（なお、検察庁の実務において「謄写」は「閲覧」に含まれないと解釈され、その許否は検察官の裁量に委ねられている〔記録事務規程17条1項〕。謄写の権利性が明確化されるべきだと考える）。前述のように検察庁では、閲覧について制限的な制度運用がなされている。すなわち、刑訴法53条1項ただし書、同2項、記録法4条2項各号が閲覧制限事由を定めているが、これらが拡大解釈されれば、およそすべての確定記録の閲覧が不可能となる（とくに、「関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれ」を要件とする記録法4条2項5号は、検察官が閲覧不許可処分をする際に、頻繁に適用されている）。一方、記録法4条2項ただし書によれば、「訴訟関係人又は正当な理由があると認められる者」による閲覧は同項各号に該当した場合でも制限されない。それゆえ筆者らは検察官宛てに上申書を提出し、閲覧制限事由の不存在と「正当な理由」の存在を主張した。

同年10月1日、筆者らは記録担当検察事務官から、閲覧・謄写が許可された旨の通知を受けた。そこで筆者は10月21日、共同研究者とともに福岡地検を訪れた。しかし、開示された記録には、起訴状、主張書面、証拠等関係カード、証拠書類などが含まれていなかった。筆者はこのことを指摘し、すべての記録を開示するように求めたが、担当事務官は「通常は見せて

いない」と答えるのみであった。そして後日、開示された記録の謄写物を受け取ってから、検察官の求刑、精神鑑定人の氏名など、閲覧請求の対象となっているにもかかわらず、マスクングが施されていた部分が多数あることにも気が付いた。

その後、筆者は検察庁への電話や、検察官宛て内容証明郵便によって、未開示部分の閲覧・謄写を再三要請した。しかし、これらが拒絶されたため、検察官の対応（以下、「原処分」）を実質的な閲覧一部不許可処分と捉え、その取消し等を裁判所に求めることとした。

### 3. 準抗告審の経緯

閲覧（一部）不許可処分など、「検察官の……閲覧に関する処分」への不服申立ては、準抗告の手続で行うことが規定されているので（記録法8条）、筆者は2020年4月23日付で、準抗告申立書を福岡地方裁判所に提出した（資料1）（なお謄写に関する処分は、記録法上の不服申立ての対象とならないとの判例がある〔最高裁2002年6月4日決定・集刑281:515〕）。申立理由として、(1)原処分はすでに通知された許可処分に違反していること、(2)原処分は実質的に閲覧一部不許可処分であるのに、記録法施行規則8条3項等で求められる不許可通知を欠いていること、(3)検察官が非開示とした部分の筆者による閲覧は、刑訴法53条1項ただし書、同2項、記録法4条2項各号の制限事由に該当しないこと、(4)筆者は記録法4条2項ただし書にいう「閲覧につき正当な理由を有する」こと、(5)原処分は憲法21条、23条、31条、82条に照らして問題があることを主張した。

筆者の申立てを受け裁判所は5月12日、検察官に意見を求めた。これに対し検察官は、6月15日付の意見書において、未開示部分の一部につき閲覧制限事由が存在するとの意見を述べた。すなわち検察官は、(1)証人尋問調書中、被告人と夫やその家族との関係等が記載された箇所、被告人の母が作成した上申書等につき、「関係者の名誉・生活を著しく害するおそれがある」ので記録法4条2項5号に該当する、(2)公判前整理手続段階の訴訟記録には、「弁論の公開を禁止した事件」の閲覧を禁じた記録法4条2項1号の趣旨が妥当する、(3)証人たる警察官の担当業務につき、事件捜査に不当な影響を及ぼすおそれがあり、「検察庁の事務に支障が生じる」ので、記録法4条1項ただし書、刑訴法53条1項ただし書に該当する等と主張したのである。一方、閲覧制限事由を主張しなかった部分の開示について、検察官は「しかるべく」と回答した。

検察官の意見書によって、当初、筆者が認識していたもの以外にも未開示の記録が存在することが判明したので、筆者は、申立の趣旨を変更するとともに、準抗告申立書の誤記等を訂正するため、7月16日付で申立の趣旨変更等申立書を提出した（資料2）。

併せて筆者は、同日付の意見書を提出し、検察官の意見書に対する反論を行った（資料3）。意見書では、まず原処分が先行する許可処分に違反し、かつ必要な通知を欠いていることを再確認した。そのうえで、(1)記録法4条2項5号にいう「関係人の名誉又は生活の平穩を著し

く害することとなるおそれ」については、現実かつ具体的な事情が存在しないこと、(2) 記録法4条2項1号は、憲法82条2項にもとづき非公開とされた対審に関する規定であるから、公判前整理手続の記録には妥当しないこと、(3) 記録法4条1項ただし書および刑訴法53条1項ただし書については、「検察庁の事務に支障があるとき」に当たらないことを主張した（なお、資料3の第4に「記録法4条1号ただし書」とあるのは、すべて「記録法4条1項ただし書」の誤記である）。加えて、仮に記録法4条2項各号に該当したとしても、筆者は同項ただし書にいう「閲覧につき正当な理由を有する」ことを強調した。

#### 4. 福岡地裁決定

これらをふまえ福岡地裁は2020年8月25日付決定（LEX/DB 文献番号25566579）で、筆者の申立てをすべて認容した（資料4）。本決定は、筆者には8月28日、検察官には8月25日に送達されたが、検察官が期限までに特別抗告を申し立てなかったため、9月2日に確定した。本決定確定後、福岡地検から筆者に「閲覧させるべく準備中である」との電話連絡があり、筆者からは改めて謄写についても要望書を提出し、これも認められることとなった。

本決定はまず、原処分を実質的な閲覧一部不許可処分と捉えている。前提事実からすれば当然の認定ではある。しかし、閲覧許可の通知をしながらも、実際には一部を非開示とする実務慣行があることに鑑みれば、重要な判断といえよう（とくに検察官の求刑にマスクングがなされていることは珍しくない。本決定の趣旨からすれば、このような場合も実質的な閲覧一部不許可処分に対する準抗告を申し立てることができる）。ただし、不許可通知を欠く点の違法性が判断されなかったことは、筆者としては残念である。

そのうえで裁判所は、「関連する他の事件の捜査や公判が行われているなどの事情はない」と述べ、記録法4条1項ただし書、刑訴法53条1項ただし書に関する検察官の主張を退けた。この点も筆者の主張が認められている。

そして、学術研究を目的とした筆者の閲覧には「正当な理由」があるとして、「〔記録〕法4条2項各号の事由がないものについては同条1項本文により、その事由があるものであっても同条2項ただし書により、結局のところ保管記録を閲覧させなければならない」と結論づけた。学術研究が「正当な理由」になりうることは、立法時の議論、立法関与者の解説（押切ほか1988: 137）、過去の裁判例（福岡地裁小倉支部1996年3月28日決定・LEX/DB 文献番号25462919）等で認められていることではあるが、他方で正当理由の認定に消極的な裁判例も存在するなかで（東京地裁八王子支部2008年2月20日決定・公刊物未登載〔cf. 大貫2014: 168-9〕）、本決定は「犯罪」現象や刑事司法の研究にとって意義がある。

もっとも本決定が、記録法4条2項各号該当性についての判断を回避したことも指摘しなくてはならない。これらの判断は、正当理由が認められている以上、結論を左右するものではない。しかし、確定記録の閲覧が裁判の公正を担保することを目的の一つとするにもかかわらず、

閲覧制限事由が拡大解釈されている現状には歯止めが必要であろう。正当理由の存否を問うまでもなく、記録法4条2項各号に該当しないというのが、筆者の主張であった。確定記録の閲覧は学術研究者の特権ではなく、公権力を監視するために民主主義社会において人民が有する権利なのである。

## 5. おわりに

本資料は、刑訴法や記録法の解釈・適用に関する法学の研究対象となるのみならず、記録閲覧実務の現状把握や、刑事裁判の公共性についての社会理論的考察にも資するだろう。

「犯罪」現象や刑事司法の研究において、確定記録の閲覧は有効な手段である。もっともそれは、裁判の傍聴、独自の資料収集等と併せて実施すべきである。とくに確定記録が法廷での関係人の発言すべてを逐語的に記録したものでない点には注意を要する。したがって、法廷言説と記録上の言説の「ずれ」も考察対象となる。

同時にまた、確定記録の閲覧や閲覧（一部）不許可処分に対する不服申立ては、それ自体としても必要な実践である。裁判の公開原則や刑事裁判の公共性という観点から、これらの実践によって閲覧制度やその運用上の課題を明らかにし、積極的な問題提起を行っていかねばならない。

## II 資料

### ■資料1

#### 準抗告申立書

2020年4月23日

福岡地方裁判所 御中

〔住所・電話番号等略〕

申立人 大貫 拳 学

申立人による刑事確定訴訟記録の閲覧請求に対して、福岡地方検察庁保管検察官が閲覧請求記録の一部を閲覧させないこととした処分に対する不服があるので、刑事確定訴訟記録法8条、刑事訴訟法430条1項にもとづき、下記のとおり準抗告を申立てる。

## 申立の趣旨

- 1 ■■■■■に係る殺人、傷害被告事件（福岡地方裁判所平成29年（わ）第1207号、平成30年（わ）第23号）の刑事確定訴訟記録につき、申立人による2019年8月9日付の閲覧請求に対し、福岡地方検察庁保管検察官が、(1)判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告人供述調書以外の記録、(2)判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告人供述調書のうち、証拠の標目、法令適用、検察官の求刑、精神鑑定人の氏名・経歴の記載箇所の閲覧をさせないこととした処分を取り消す、
- 2 福岡地方検察庁保管検察官は、申立人に対し、上記被告事件について、(1)判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告人供述調書以外の保管記録（ただし、①裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員、裁判員候補者が特定される部分、②裁判官、専門的知見を有する医師または研究者として本件被告事件に関与した者（鑑定人、学者証人等）以外の関係人の氏名、③その他、住所等、関係人のプライバシー部分を除く）、(2)判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告人供述調書のうち、証拠の標目、法令適用、検察官の求刑、精神鑑定人の氏名・経歴の記載箇所を閲覧させよ、との裁判を求める。

## 申立の理由

### 第1 事案の概要

- 1 申立人は、福岡地方検察庁保管検察官（以下、「検察官」という）に対し、■■■■■に係る殺人、傷害被告事件（福岡地方裁判所平成29年（わ）第1207号、平成30年（わ）第23号）（以下、「本件被告事件」という）について、保管記録の閲覧請求、及び閲覧許可部分の謄写申出をしたが、検察官は申立人に、いずれも許可の通知をし、また閲覧一部不許可通知書を交付していないにもかかわらず、現在まで、閲覧請求記録の一部を閲覧及び謄写させていない。
- 2 かかる検察官の処分（以下、「原処分」という）は、閲覧一部不許可処分に該当するところ（なお、すでに謄写許可処分も成立しているが、閲覧請求記録の一部について謄写が許可されていないのは、閲覧一部不許可処分により、閲覧請求記録の一部が、謄写申出の対象たる閲覧許可部分に含まれていないためと判断できる）、本件は、これに対する不服申立ての事案である。

### 第2 前提事実

- 1 本件被告事件は、被告人が自らの娘（犯行当時生後3～4か月）に対する傷害罪及び殺

人罪で、2018年10月5日、福岡地方裁判所において懲役7年の有罪判決を受けた事案である。この判決は、控訴期限経過により同年10月20日に確定した。

申立人は、犯罪社会学等を専門分野とする研究者である。現在、申立人は、児童虐待をめぐる諸問題について調査・研究をしているが、本件被告事件は、そのリーディング・ケースとなる。

2 そのため申立人は、2019年8月9日、本件被告事件の裁判書及びその他の訴訟記録について、学術研究目的で閲覧請求及び謄写申出を行った(資料1, 2)。その際申立人は、閲覧請求記録からの除外部分を、「1. 裁判員, 補充裁判員, 選任予定裁判員, 裁判員候補者が特定される部分」, 「2. 裁判官, 専門的知見を有する医師または研究者として本件被告事件に関与した者(鑑定人, 学者証人等)以外の関係人の氏名」, 「3. その他, 住所等, 関係人のプライバシー部分」と特定している(資料1の別紙)(以下、これらを「請求除外部分」という)。そして謄写申出書の「謄写の部分」覧には「閲覧許可部分」と記入した(資料2)。

3 また申立人は、同日付の検察官宛上申書において、自身の研究歴を示すとともに(資料3の第1, 別紙1), 「(1) 児童虐待の社会的背景, (2) 児童虐待事案の刑事司法過程での『扱われ方』, (3) 児童虐待の発見および事実認定をめぐる問題等」を考察するうえで、本件被告事件の保管記録が重要であることを、研究目的や方法論にまで言及しつつ、明らかにしている(資料3の第2, 別紙3)。

さらに上記上申書で、申立人は、「閲覧により得られた情報を適切に管理し、……関係人の名誉・プライバシーに格別の注意を払う」こと、刑事確定訴訟記録法(以下、「記録法」という)6条、申立人が勤務する大学及び所属する学会の研究倫理に関する規程・指針を遵守することを確約した(資料3の第3)。

4 申立人の共同研究者である藤田智子(以下、「藤田」という)も、本件被告事件の保管記録につき、申立人と同趣旨の閲覧請求及び謄写申出をしていたところ、同年10月1日、福岡地方検察庁記録担当検察事務官(以下、「担当事務官」という)は、藤田宛での電話で、「藤田及び申立人の閲覧及び謄写が許可された」旨を通知した。

5 申立人は藤田とともに、閲覧請求記録の閲覧及び謄写のため、同年10月21日、福岡地方検察庁に赴いたが、閲覧及び謄写が許可されたのは、判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告人供述調書のみであった。そこで申立人は、上記以外の閲覧請求記録(以下、「未開示部分①」ともいう)についても閲覧及び謄写を望んでいる旨を伝えた。しかし、担当事務官は「通常、それらは閲覧させていない」「他の記録も閲覧等をしたのであれば、再度手続が必要である」と答えるのみであった。申立人は「今後の対応は検討する」と述べ、検察庁を立ち去った。

また申立人は、同年11月9日、判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告

人供述調書の謄写物を受け取ったが、その後、多くの箇所にマスキングが施されていたことに気がついた。このマスキング部分には、証拠の標目、法令適用、検察官の求刑、精神鑑定人の氏名・経歴の記載箇所（以下、これを「未開示部分②」ともいう。また、未開示部分①及び未開示部分②を総称して、単に「未開示部分」という）が含まれている。

- 6 そこで同年12月10日、申立人は担当事務官に電話をして、未開示部分の閲覧及び謄写を求めた。だが、担当事務官は、「検察官の処分は（一部不許可ではなく）許可である」と明言しながらも、「通常、それら〔未開示部分〕は閲覧させていない」と繰り返すのみであった。申立人は、「検察官の処分が許可であれば、未開示部分も閲覧や謄写が認められるはずなので、保管検察官宛にその旨の要請書を送付する」と伝えた。

申立人は、2020年1月28日、未開示部分の閲覧及び謄写を求める保管検察官宛書面を内容証明郵便として郵送した（資料4）。同書面は、同30日に配達されたことが確認されている（資料5）。

その後も検察官から何らの連絡もなかったので、同年3月30日、申立人は改めて担当事務官に電話をし、上記要請書への見解を尋ねた。担当事務官の回答は、「これ以上の開示はできない」というものであった。

- 7 結局、検察官は、申立人に未開示部分を閲覧及び謄写させていない。

### 第3 先行処分への違反及び手続的・形式的違法

- 1 本件被告事件の保管記録に係る申立人による2019年8月9日付の閲覧請求（以下、「本件閲覧請求」という）の対象は、請求除外部分以外の全記録である（資料1）。また、保管記録閲覧請求書を提出した後に、申立人が閲覧請求範囲の変更を申し出たことも、検察官や担当事務官からの問い合わせ等に応じて、その変更に同意したこともない。

- 2 なお、検察官宛上申書で、申立人は「検察官および弁護士・被告人の主張、裁判所による証拠の採否・取調べ等を確認することが必要となる」と述べており（資料3の第2）、申立人の閲覧目的にとって、未開示部分①（例えば、起訴状、公判前整理手続調書、証明予定事実記載書面、予定主張記載書面、公判調書の手続部分、冒頭陳述書、論告要旨・弁論要旨が記載された書面、証拠等関係カード、各書証）が重要であることは明らかである。

さらに、請求除外部分に関して、申立人が「裁判官、専門的知見を有する医師または研究者として本件被告事件に関与した者（鑑定人、学者証人等）以外の関係人の氏名」と記載していることから（資料1の別紙）、申立人が鑑定人氏名の開示を求めていることは明白である。その他、証拠の標目、法令適用、検察官の求刑が記載された部分も、閲覧請求記録から除外していない。未開示部分②が閲覧請求の範囲外であると判断することは不可能である。

- 3 行政処分については、仮に内部的意思決定と異なったものでも、正当な権限を有する者



によって外部に表示された内容で成立し（最高裁判所1955年9月28日判決・民集8巻9号1779頁以下）、その効力は、相手方に到達することで発生すると解されている（最高裁判所1999年10月22日判決・民集53巻7号1270頁以下）。

かかる趣旨をふまえれば、本件閲覧請求に対しては、2019年10月1日に、担当事務官が藤田宛ての電話により許可の連絡をした時点で、閲覧請求記録の全てについて、許可の処分が成立し、効力が発生したことになる（「閲覧を許可するときは、……便宜の方法で通知すれば足りる」とされている〔押切謙徳ほか『注釈刑事確定訴訟記録法』ぎょうせい1988年216頁〕）。

- 4 しかし検察官は、判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告人供述調書以外の記録（未開示部分①）の閲覧を全く認めず、判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告人供述調書についても、証拠の標目、法令適用、検察官の求刑、精神鑑定人の氏名・経歴の記載箇所（未開示部分②）にマスキングを施した。そして現在に至るまで、検察官は、未開示部分の閲覧を申立人に許可していない。

このような原処分は、すでに成立し、効力の発生した許可処分に明確に違背する。

- 5 付言すれば、先行する許可処分を取り消すべき事情も存在しない。保管記録の閲覧中に記録法6条に違反する行為が行われれば、「以後の〔閲覧〕許可を取り消すことができる」との見解もあるが（古田佑紀「刑事確定訴訟記録」藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法第8巻』青林書院1999年所収、70頁）、本件において、そのような状況は発生していない。

- 6 また原処分は、それに先行する許可処分が存在するか否かにかかわらず、申立人による閲覧請求との関係では、閲覧一部不許可処分であるから、検察官は、保管記録の一部を閲覧させない旨及びその理由を「閲覧一部不許可通知書（様式第11号）」によって通知しなければならない（記録法施行規則8条3項、記録事務規程13条2項）。

しかし申立人は、かかる通知を全く受けていない（口頭での通知も受けていない）。

- 7 ようするに原処分は、第一に、すでになされた許可処分に反している点で、第二に、閲覧一部不許可通知書による通知がなされていない点で、重大な違法がある。原処分は、直ちに取り消されるべきである。

#### 第4 閲覧制限事由の不存在（刑事訴訟法53条、記録法4条2項）

- 1 申立人は、検察官が閲覧制限事由及び正当理由の存否についてどのような判断をしたのかを知りえないが（おそらく判断はしていないと思われる）、この点について、補足的に最低限の主張をしておきたい。

- 2 本件被告事件は「弁論の公開を禁止した事件」ではなく（記録法4条2項1号、刑事訴訟法53条2項）、終結後3年を経過してもいない（記録法4条2項2号）。また、閲覧請

求記録には、裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員、裁判員候補者の個人が特定される情報は含まれていない（記録法4条2項6号）。そして、未開示部分を申立人に閲覧させることで、「訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障」が生じることもない（刑事訴訟法53条1項ただし書）。

- 3 さらに、閲覧目的及び上申書の内容に照らせば（資料1, 2）、申立人による閲覧が、「公の秩序又は善良の風俗」（記録法4条2項3号）、「犯人の改善及び更正」（同4号）、「関係人の名誉又は平穩」（同5号）を害し、あるいは妨げることは決してない。

とりわけ、未開示部分①のうち手続関係書類は、通常その内容の大半が公判廷で明らかにされるものであるから、これを閲覧請求者に閲覧させることで、あらたな弊害が発生する蓋然性は低い。また、閲覧目的を考慮するまでもなく、未開示部分②のうち法令適用、検察官の求刑が記載された箇所が、閲覧制限事由に該当する場合は到底考えがたい。

- 4 たしかに刑事確定訴訟記録には、犯罪事実やプライバシーに関わる情報が含まれているから、慎重な取り扱いが要請される局面があることは否定できない。しかし、一般的・抽象的危険性をもとに閲覧を不許可とするのでは、およそすべての記録の閲覧が不可能となり、裁判の公開原則等から派生する閲覧自由の原則（刑事訴訟法53条1項、記録法4条1項）が損なわれることになる。

すなわち、記録法4条3号乃至5号によって閲覧を不許可とするには、「公の秩序又は善良の風俗」、「犯人の改善及び更正」、「関係人の名誉又は平穩」が、「著しく」妨げられ、または害される危険性が存在することにつき、具体的かつ相当な事情が必要となる。

- 5 なお、最高裁判所2012年6月28日決定（刑集66巻7号686頁以下）は、記録法にもとづく判決書の閲覧について、「『プライバシー部分を除く』として請求がされていたにもかかわらず、その趣旨を申立人に確認することなく、閲覧の範囲を検討しないまま、……〔記録〕法4条2項4号及び5号の閲覧制限事由に該当するとして本件判決書全部の閲覧を不許可とした保管検察官の処分には、同条項の解釈適用を誤った違法がある」として、保管検察官による閲覧不許可処分を取り消した。同決定は、判決書に関するものだが、裁判書以外の訴訟記録についても、同決定が指摘するように、「できる限り閲覧を許可することが、法の趣旨に適う」と解すべきである。

同決定は、一般的・抽象的危険性によって、漫然と閲覧制限事由該当性を判断することに警鐘を鳴らしたものと評価できる。

- 6 本件閲覧請求においては、申立人が、「公の秩序又は善良の風俗」、「犯人の改善及び更生」、「関係人の名誉又は生活の平穩」を妨げたり、害したりする事態が生じないように、適切な配慮をすることは、検察官宛上申書において十分に疎明されている。申立人は、閲覧で得た情報の取り扱いに最大限の注意を払い、研究の過程で「事件の経緯や背景、あるいは訴訟での争点等に言及する場合も、研究目的に照らして必要な範囲内にとどめ、かつ人権

保護に最大限の配慮をする」と宣言する(資料3の第3)。

7 したがって、申立人による未開示部分の閲覧につき、閲覧制限事由は存在しない。

#### 第5 正当理由の存在(記録法4条2項ただし書)

1 申立人は、未開示部分の閲覧につき、記録法4条2項ただし書にいう「正当な理由」を有する。

2 申立人は、学術研究のため、本件閲覧請求を行ったが(資料1, 3)、学術研究が「正当な理由」となりうることは、立法過程での議論、立法関与者らの解説、法学者による条文解釈、裁判例においても確認されている。

すなわち、記録法制定時の第108回衆議院法務委員会において、岡村泰孝政府委員は、学術研究目的での閲覧について、「正当な理由があると認められる場合が多かろうと思います」と答弁している。そして、立法関与者らも、「閲覧につき正当な理由があると認められる場合の具体例」として「学術研究のために訴訟記録を閲覧させることが必要な場合」を挙げている(押切ほか前掲書137頁)。さらに古田前掲注釈、飯田正剛ほか「第四条(保管記録の閲覧)」(福島至編『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』現代人文社1999年所収)も同旨の解釈を示している。

また裁判例としては、法律学を専門とする大学教授が、保管記録の閲覧一部不許可処分を取り消し等を求めて準抗告を申立てた事案において、福岡地方裁判所小倉支部1996年3月28日決定は、記録法4条2項2号及び5号の閲覧制限事由が存在するとしつつも、「法律学の研究と教育」を目的とする申立人の閲覧には、「正当な理由」があるとして、申立を認容した(石塚伸一『刑事政策のパラダイム転換』現代人文社1996年131頁以下)。同決定は、同年9月25日、最高裁判所が検察官による特別抗告を棄却したため、確定している。

3 もとより申立人は、単に形式的に学術研究目的を標榜しさえすれば、いかなる場合においても閲覧を認めるべきだと主張しているのではない。「正当な理由」の存否は、「閲覧の目的、閲覧の必要性、閲覧により生じるおそれのある弊害の内容・程度等諸般の事情を総合的に考慮して」判断すべきものと解されている(押切ほか前掲書137頁、福岡地方裁判所小倉支部1996年3月28日決定も同旨)。

4 この点、申立人は、真摯に学術研究を目的として本件閲覧請求に及んでおり、また申立人の研究にとって未開示部分の閲覧は不可欠である。とりわけ申立人の研究は、訴訟過程を重視するものであるから、各公判期日における証人及び被告人の供述、検察官及び弁護人・被告人の主張、裁判所による証拠の採否・取調べ等を確認することが必要となる(資料3の第2, 別紙3)。それらの研究成果を、申立人は2020年度以降、学会等において報告する予定である。

その際、申立人は、関係人の名誉・プライバシーに格別の注意を払うことを誓約している。申立人が、閲覧により知り得た事実全てをみだりに公開したり、関係人の私生活をいたずらに暴露したりすることはない（資料3の第3）。しかも、学会での論文発表等のためには、専門委員等による審査を経なければならず、関係人の名誉・プライバシーへの配慮も審査事項となっている。

このように、申立人は、閲覧の目的・必要性を明らかにしている。他方で、申立人による閲覧が弊害を生じさせる可能性は、客観的にみて極めて軽微である（申立人本人としては、「皆無である」と述べたい）。

- これらを総合考慮すれば、申立人は「閲覧につき正当な理由を有する者」と認められる。
- 5 したがって、仮に記録法4条2項各号の事由が存在したとしても、上記各号により閲覧を不許可とすることはできない。

## 第6 憲法上の原則からみた原処分の問題性

- 1 最後に、憲法上の原則からみた原処分の問題性についても述べておくこととする。
- 2 まず、刑事確定訴訟記録の閲覧は、憲法21条、23条、82条との関係において、その意義が認識されるべきである。

もっとも、最高裁判所1990年2月16日決定（判タ726号144頁以下）は、刑事確定訴訟記録閲覧請求権を憲法の諸規定から直接に導かれるものとは認めていない。申立人は、判例変更がなされるべきだと考えるが、現在の判例を前提としても、閲覧許否の判断において、憲法の基本原理や各条項の趣旨を無視することは許されない。

- 3 すなわち、裁判の公開原則（憲法82条）は、訴訟記録を事後的に検討する機会が確保されてこそ、実質的な意味をもつ。裁判例においても、刑事確定訴訟記録の閲覧は、「憲法82条の規定の趣旨を受けて」認められた「国民各自の具体的権利」とされている（静岡地方裁判所沼津支部1989年12月7日決定・判タ726号146頁以下）。

また、知る権利（憲法21条）をめぐる議論においては、統治機関の有する情報へのアクセスが重視されているところ、刑事裁判は公権力による市民の権利制限や生命剥奪をもたらす手続でもあるから、一般市民による監視が不可欠となる。

そして、裁判のあり方についての検証作業は、検察官や裁判所への批判的な問題提起を含めて、学問の自由（憲法23条）として保障されなければならない。だからこそ、記録法も、再審保存記録や刑事参考記録について、学術研究目的での閲覧を明文で認めるのである（5条3項、9条1項及び2項）。

したがって、保管検察官が、刑事確定訴訟記録の閲覧を制限する場合には、閲覧制限の目的、必要性及び程度に照らして、これらの重要な原則及び権利の制約が許容されうかが問題となる。

4 この点、原処分は、閲覧請求の趣旨や閲覧制限事由の存否を、上記の観点から具体的に検討することなく、検察官及び担当事務官の独断的な裁量、あるいは法的根拠のない福岡地方検察庁の慣行によってなされたものであった。憲法21条、23条、82条の諸原則及び権利が、このような形で制約されることを許してはならない。

とりわけ、学問の自由に関して指摘しておきたいのは、担当事務官が2019年12月10日の電話で、「閲覧目的をふまえて、開示範囲を決定した」とも述べている点である。学術研究を目的とした閲覧請求について、研究主体たる申立人による閲覧請求範囲の特定や、上申書における研究目的の疎明に反して、閲覧範囲が恣意的に判断されている。それは、国家機関による学問の内容自体への介入にはかならない。

このように原処分は、裁判の公開原則、知る権利、学問の自由を軽視したものというべきである。

5 さらに、申立人は、原処分の内容及び理由についての書面による通知を受けていない。そればかりか、2019年12月10日以降、担当事務官は申立人に対し、検察官の処分は「一部不許可」ではなく、あくまで「許可」であるとの説明を繰り返した。つまり、現実には閲覧一部不許可処分がなされながら、口頭ですらも、その通知が行われていないのである。

記録法施行規則8条3項が、閲覧（一部）不許可の場合に書面による通知を必要としたのは、「不服申立てについて便宜を与えるため」とされているが（押切ほか前掲書216頁）、申立人は、原処分の理由が不明なままで、本件準抗告を申立てざるをえなかった。原処分は、適正手続の保障を妨げており、憲法31条に照らしても大きな問題がある。

6 したがって、原処分は、憲法21条、23条、31条、82条に違反するか、少なくとも、上記各条の趣旨という観点から、原処分の違法性が一層明確になったというべきである。

## 第7 結語〔略〕

### 添付資料

- 1 2019年8月9日付保管記録閲覧請求書（別紙を含む）（写し）
- 2 2019年8月9日付謄写申出書（写し）
- 3 2019年8月9日付上申書（別紙1～3を含む）（写し）
- 4 2020年1月28日付「保管記録の閲覧・謄写に関する要請」と題する書面（内容証明郵便）の謄本（写し）
- 5 2020年1月29日付郵便物等配達証明書（写し）

以上

■資料2

令和2年（む）第793号

申立人 大貫拳学

申立の趣旨変更等申立書

2020年7月16日

福岡地方裁判所第2刑事部 御中

申立人 大貫拳学

検察官による2020年6月15日付意見書（以下、「検察官意見書」という）をふまえ、申立の趣旨を下記1のとおり変更するとともに、申立の理由を下記2のとおり変更、訂正及び補充する。

記

第1 変更後の申立の趣旨

- 1 ■■■■に係る殺人、傷害被告事件（福岡地方裁判所平成29年（わ）第1207号、平成30年（わ）第23号）の刑事確定訴訟記録につき、申立人による2019年8月9日付の閲覧請求に対し、福岡地方検察庁検察官がなした別紙1記載部分を含む一部を申立人に閲覧させないこととした処分を取り消す、
- 2 福岡地方検察庁検察官は、上記刑事確定訴訟記録中、別紙1記載部分を申立人に閲覧させよ、との裁判を求める。

第2 申立の理由の変更、訂正及び補充

- 1 準抗告申立書に「判決書、公判調書と一体となる証人尋問調書及び被告人供述調書」（「申立の理由」第2の5項2-3行目、同9-10行目、第3の4項1-2行目、同2-3行目）とあるのを、すべて「判決書、被告人の夫、同人の娘、精神鑑定人の各証人尋問調書及び被告人質問調書」と変更する。
- 2 また、準抗告申立書における「証拠の標目、法令適用、検察官の求刑、精神鑑定人の氏

名・経歴の記載箇所」または「未開示部分②」に関する主張は（「申立の理由」第2の5項11-14行目、第3の2項10-12行目、第3の4項3-5行目、第4の3項7-9行目）、別紙1の第1項記載部分に関する主張とする。

3 準抗告申立書の「申立の理由」について、(1) 第2の6項8行目の「同30日」を「同29日」と、(2) 第4の3項1行目の「(資料1, 2)」を「(資料1, 3)」と、(3) 第4の4項7-9行目の「『公の秩序又は善良の風俗』、『犯人の改善及び更正』、『関係人の名誉又は平穩』が、『著しく』妨げられ、または害される危険性が存在することにつき、」を「『公の秩序又は善良の風俗』が害され、あるいは、『犯人の改善及び更生』や『関係人の名誉又は生活の平穩』が『著しく』阻害される危険性が存在することにつき、」と訂正する。

4 〔略〕

以 上

〔別紙1, 2-1, 2-2 略〕

### ■資料3

令和2年(む)第793号

申立人 大貫 拳 学

意 見 書

2020年7月15日

福岡地方裁判所第2刑事部 御中

申立人 大 貫 拳 学

検察官による2020年6月15日付意見書（以下、「検察官意見書」という）に対し、下記の通り反論する。

#### 第1 総論

1 申立人は準抗告申立書において、原処分が、先行する許可処分に違反し、かつ必要な通知を欠いていることを主張した（「申立ての理由」第3）。

かかる主張の前提となる事実については（同前第2）、藤田智子の陳述書（本書面添付

資料6)でも裏付けられており、また検察官も全く争っていない。

したがって、閲覧制限事由の存否を検討するまでもなく、原処分には重大な違法があるから、取り消されなければならない。裁判所におかれては、この点に関して明確な判断を示されたい。

- 2 そして、(1) 2020年7月15日付申立の趣旨変更等申立書別紙1記載部分の申立人による閲覧につき、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という）53条1項ただし書、同条2項、刑事確定訴訟記録法（以下「記録法」という）4条1項ただし書、同条2項各号の制限事由はいずれも存在しないこと（準抗告申立書「申立ての理由」第4）、(2) 上記部分の閲覧につき申立人は、記録法4条2項ただし書にいう「正当な理由」を有すること（同前第5）、(3) 原処分は、憲法21条、23条、31条、82条の趣旨に反していることは（同前第6）、すでに主張した通りである。

以下では、変更後の申立の趣旨に照らして必要な範囲内で、閲覧制限事由に関する検察官の主張を個別に検討する。

## 第2 記録法4条2項5号該当性に関する検察官の主張について

- 1 検察官は、(1) 被告人の元夫の証人尋問調書中、証人と被告人との交際開始時期、被告人の妊娠判明時期、証人と被告人との結婚時期、(2) 被告人の元夫の娘の証人尋問調書中、証人と被害者との同居開始時期、(3) 精神科医師の証人尋問調書中、被告人の犯した犯罪、被告人のアルバイト開始時期、被告人の初婚の時期、(4) 被告人の母が作成した上申書の全部分について、記録法4条2項5号に該当すると主張する。
- 2 しかし、閲覧制限事由の該当性は、検察官が立証責任を負うべきところ、検察官は「関係者の名誉・生活を著しく害するおそれがあるため」と述べているが（検察官意見書別紙3）、これは記録法4条2項5号の文言を繰り返しているだけであって、何ら具体的根拠を示したものではない。

同号によって閲覧不許可とするには、「関係者の名誉又は生活の平穩が著しく害することとなるおそれ」（強調点は引用者）が、現実かつ具体的に存在しなければならない。

- 3 この点、申立人は、あくまで学術研究のために閲覧を求めており、関係者の名誉を毀損したり、私生活を暴露したりすることを目的としていない。申立人は、閲覧により得られた情報を適切に管理すること、記録法6条を遵守することを誓約する（準抗告申立書添付資料3の第2、第3）。

また、記録法4条2項5号にいう「おそれ」の有無を判断するにあたっては、記録内容の公表に伴う弊害を（事前予測にもとづいて）過度に重視すべきではないが（飯田正剛ほか「第四条（保管記録の閲覧）」〔福島至編『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』現代人文社1999年〕125-126頁）、申立人は、研究の過程で、事件の経緯等に言及する場合も、



関係人の名誉やプライバシーに最大限の配慮をする旨を誓約している(準抗告申立書添付資料3の第3)。

しかも、前記1項記載部分は、被告人の母が作成した上申書のうち関係人の氏名及び住所を除き、個人を特定させるものではなく、その多くが抽象化された事実経過または背景事情にすぎない。さらに、証人尋問及び被告人質問は公開の法廷で実施されたものであり、書証についても、公判廷での取調べを経ている。このような内容を申立人に閲覧させることで、何らかの弊害が生じるとは思われない。

したがって、申立人による閲覧につき、記録法4条2項5号の制限事由は存在しない。

- 4 また、仮に記録法4条2項5号に該当するとしても、学術研究を目的とした申立人の閲覧には、同項ただし書にいう「正当な理由」があることを(準抗告申立書「申立の理由」第5参照)、改めて強調しておきたい(申立人の研究にとって、事件に至る事実経過及び背景事情、被告人の母による事件についての認識、それらをめぐる検察官及び弁護人の立証活動等を確認することは不可欠である)。
- 5 よって、前記1項記載部分のうち申立人が閲覧を求めている箇所につき、記録法4条2項5号該当性は不開示相当の理由とはならない。

### 第3 記録法4条2項1号の趣旨が妥当するとの検察官の主張について

- 1 検察官は、公判前整理手続やその中で行われた訴訟行為は「公開しないことを前提としていると解される」ことから、証明予定事実記載書面、予定主張記載書面、打ち合わせメモ、期日指定書、公判前整理手続調書、意見書、併合審理決定請求書、同決定等、電話聴取書、証拠等関係カード、証拠請求書・証人尋問請求書、証拠意見書について、記録法4条2項1号に「準じて不開示が相当」であると主張する(検察官意見書別紙2, 3)。
- 2 記録法4条2項1号は、刑訴法53条2項が定める閲覧制限事由を再度規定したものであり、ここでの「弁論の公開を禁止した事件」とは、憲法82条2項により対審が公開されなかった事件をいう(押切謙徳ほか『注釈刑事確定訴訟記録法』ぎょうせい1988年47・138頁、古田佑紀「刑事確定訴訟記録」〔藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法第8巻』青林書院1999年所収〕43頁)。憲法は、例外的に対審を非公開にする場合について厳格な条件を定めているが、それは裁判の公開原則(憲法82条1項)への慎重な配慮にもとづいている。

しかし、公判前整理手続は、(通常は)公開の法廷で実施されないというだけであって、憲法82条2項にもとづいて非公開とされたものではない。したがって、公判前整理手続に関する訴訟記録には、記録法4条2項1号は適用できない。だからこそ検察官も、同号に「該当する」とは主張できず、「準じる」と言わざるを得なかったのである。
- 3 実際、裁判例及び実務における通説的見解でも、検察官が主張するような解釈はなされ

ていない。

東京地方裁判所2019年4月23日決定（LEX/DB文献番号25562806）は、刑事確定訴訟記録の閲覧不許可処分に対する準抗告申立事案において、公判前整理手続調書の一部について「記録法4条2項各号の閲覧制限事由は認められない」として、検察官に対して当該部分を閲覧させるように命じている。

申立人自身の経験としても、公判前整理手続に関する訴訟記録が、記録法4条2項1号によって閲覧不許可となったことは、これまで一度もない。

さらに公判前整理手続と同様、略式手続も公判廷で実施されるものでないが、その記録は閲覧対象となる（押切ほか前掲注釈132頁）。

- 4 なお、公判前整理手続が「公開しないことを前提としていると解される」根拠として、検察官が参照する刑訴法316条の31第1項は、裁判所は公判期日において「公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない」と規定しているのであるから、むしろ同項は、公判前整理手続の内容について、公開を要請したものと考えらるべきである。
- 5 以上より、また申立人の閲覧には「正当な理由」があることからしても（申立人の研究にとって、公判前整理手続の経緯、検察官及び弁護人の立証活動、各証拠の立証趣旨は、極めて重要な情報である）（準抗告申立書「申立の理由」第5参照）、公判前整理手続の訴訟記録について、記録法4条2項1号によって不開示相当とする検察官の主張は誤っている。

#### 第4 記録法4条1号ただし書及び刑訴法53条1項ただし書該当性に関する検察官の主張について

- 1 検察官は、警察官の証人尋問調書中、証人の担当業務につき、「閲覧により事件捜査に不当な影響を及ぼすおそれがあり、検察庁の事務に支障が生じる」として、記録法4条1号ただし書及び刑訴法53条1項ただし書によって「不開示相当」だと主張する（検察官意見書別紙2、3）。
- 2 通常、刑事確定訴訟記録には、捜査の態勢や経緯が記載されている。それらが広範に閲覧不可能となれば、裁判の公開原則という憲法的理念を没却する。捜査の態勢や経緯は、裁判の公正を担保するためにも、むしろ積極的に検証される必要がある。

裁判例では、関連事件の捜査・公判も、記録法4条1号ただし書及び刑訴法53条1項にいう「検察庁の事務」に当たるとされるが、そのような解釈には「該当範囲が広くなりすぎる」との批判がある（飯田正剛ほか前掲注釈109-112頁）。しかし、現在までの裁判例に照らしても、本件における検察官の主張は、あまりに強引なものといえる。

- 3 最高裁判所2015年10月27日決定（刑集69巻7号787頁以下）は、記録法4条1号ただし書及び刑訴法53条1項ただし書にいう「検察庁の事務」に捜査や公判が含まれると

しつつも、捜査や公判一般への影響ではなく、「その保管記録に係る事件と関連する他の事件の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれ」(強調点は引用者)を問題とする。

また、同決定が是認した原審の京都地方裁判所2015年7月17日決定(LEX/DB文獻番号25542407)を含め、関連事件の捜査や公判との関係で「検察庁の事務」への「支障」を認定した裁判例(名古屋地方裁判所1990年6月30日決定・判時1452号19頁以下、水戸地方裁判所1989年4月27日決定・判タ707号272頁以下)においては、閲覧請求者と関連事件との関係、保管記録の内容、関連事件の捜査や公判の進行状況等、具体的事情を考慮した判断がなされている。

さらに、東京地方裁判所2003年2月14日決定(判タ898号254頁以下)は、「刑事事件一般について将来的に事件関係者の捜査・公判に対する非協力を招く」というような「抽象的なおそれ」をもって、閲覧不許可事由に当たると解することは「およそ無理である」と、浦和地方裁判所1992年5月14日決定(判時1452号19頁以下)は、「関連する捜査中ないし審理中の事件について、証拠隠滅工作等の捜査妨害ないし審理妨害行為がなされる具体的危険性があるような場合に限るのが相当である」と判示している。

4 これらの裁判例と比較しつつ本件をみると、そもそも「保管記録に係る事件と関連する他の事件の捜査」が継続中であるという事情自体が存在しない。

そうである以上当然のことだが、申立人は、関連事件の捜査対象ではなく、関連事件の被疑者と利害関係を有するものでもない。さらに、前記証人の担当業務は、公判廷での証人尋問ですでに明らかになっており、かつ極めて限定的な情報にすぎない。その程度の情報を知り得たとしても、「証拠隠滅工作等の捜査妨害」が可能になることはない。

加えて、閲覧目的や上申書(準抗告申立書添付資料3)の内容をふまれば、いかなる観点からも、申立人による閲覧が関連事件の捜査に不当な影響を及ぼす具体的危険性があるとは考えがたい。

5 よって、前記証人の担当業務を申立人に閲覧させることで、記録法4条1号ただし書及び刑訴法53条1項ただし書にいう「検察庁の事務に支障が生じる」ということはできない。

#### 添付資料

(資料1～5は準抗告申立書に添付)

6 藤田智子による2020年7月10日付陳述書(原本)

以上

## ■資料4

令和2年（む）第793号

### 決 定

申立人 大 貫 拳 学

被告人■■■■■に対する殺人、傷害被告事件（当庁平成29年（わ）第1207号、平成30年（わ）第23号。以下「本件刑事被告事件」という）に係る刑事確定訴訟記録（以下「本件保管記録」という）の閲覧請求について、令和元年9月27日福岡地方検察庁検察官（以下「保管検察官」という）がした申立人に対する閲覧一部不許可処分に対し、令和2年4月24日、申立人から準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 本件保管記録について、令和元年9月27日保管検察官が申立人に対してした閲覧不許可処分を取り消す。
- 2 保管検察官は、申立人に対し、上記不許可処分に係る部分を閲覧させなければならない。

### 理 由

#### 第1 申立ての趣旨及び理由

本件準抗告の申立ての趣旨及び理由は、申立人作成の準抗告申立書、申立の趣旨変更等申立書及び意見書のとおりであり、要するに、閲覧の範囲を一部に限った本件処分に不服があるので、主文同旨の裁判を求めるというものである。

#### 第2 当裁判所の判断

##### 1 保管検察官の処分について

(1) 一件記録によると、以下のような事実が認められる。

ア 申立人は、佛教大学社会学部現代社会学科の准教授であり、社会学（犯罪社会学、ジェンダー論等）の研究者である。本件刑事被告事件は、被告人が、夫婦げんかによる苛立ちを生後間もない実の娘にぶつけて解消しようと考え、①当時生後3か月の同女の頬を手の爪で引っ掻いて怪我を負わせ、②当時生後4か月となった同女の胸腹部を踏み付けて死亡させたという、傷害、殺人からなる事案であるところ、申立人は、九州大学大学院比較社会文化研究院の講師であり社会学の研究者である藤田智子と共同して、児童虐待の社会的背景や児童虐待事案の刑事司法過程での扱われ方等について、リーディングケースである本件刑事被告事件の公判準備段階から公判で判決が言い渡されるまでの経過及び結果を正確に把握した上、分析し、考察するため、本件保管記録を閲覧することとした。そこで、申立人は、令和元年8月9日、保管検察官に対し、本件保管記録のうち、①裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員、裁判員候補者が特定される部分、②裁判官、専門的知見を有する医師又は研究者として本件刑事被告事件に関与した者（鑑定人、学者証人等）以外の関係人の氏名、③その他、住所等、関係人のプライバ

シー部分（以下、①ないし③を併せて「請求除外部分」という）を除く部分について、「閲覧目的」を学術研究と明示した上で閲覧を請求し（以下「本件閲覧請求」という）、併せて、閲覧が許可された部分についての謄写を申し出た。申立人は、その際、保管検察官に対し、自身や共同研究者の研究歴や研究目的、方法等を明らかにした上、閲覧により知り得た情報は適切に管理し、刑事確定訴訟記録法（以下「法」という。）6条が定める閲覧者の義務を遵守することはもとより、研究の全過程において、大学や所属学会の研究倫理に関する規程・指針・ガイドラインに則り、関係者のプライバシー保護と人権保護に最大限の配慮をする旨を確約する上申書も提出した。

保管検察官は、同年9月27日、本件閲覧請求について、請求（申出）どおり許可する旨の決定（以下「本件決定」という）及び閲覧許可部分の謄写の申出についても、申し出どおり許可する旨の決定をし、これらが、同年10月1日申立人に通知された。

しかし、同月21日、申立人が閲覧できたのは、本件保管記録のうち、請求除外部分以外の箇所にもマスキングが施された、判決書、4通の証人尋問調書及び被告人質問調書（以下、これらを併せて「本件閲覧記録」という）のみであった。

イ そこで、申立人は、令和2年4月24日、保管検察官による閲覧不許可処分の取消しを求めて本件準抗告を申し立てた。

その後、当裁判所は、本件準抗告に至る経緯に鑑み、保管検察官に対し、本件準抗告に対する意見を求めたところ、保管検察官は、同年6月15日、本件閲覧記録のマスキングを施した部分の一部については、法4条2項5号、4条1項ただし書、刑事訴訟法53条1項ただし書に該当し、本件閲覧記録以外の記録の一部については、法4条2項5号又は同項6号に該当するか、同項1号に準じるとして、閲覧を許可できないが、その余は閲覧を許可する旨の意見を述べた。

申立人は、保管検察官のこの意見を受け、同年7月16日、申立の趣旨変更等申立書と同日付け意見書を提出した。

## (2) 検討

上記(1)アのとおり、保管検察官は、令和元年9月27日、申立人による本件閲覧請求をその請求（申出）どおり許可する旨の決定書を作成し、申立人に通知した。しかし、申立人に閲覧が許されたのは、本件閲覧記録に限られていたことに加えて、保管検察官の令和2年6月15日付け意見書の内容も踏まえると、保管検察官は、実質的には、閲覧の範囲を本件閲覧記録に限る旨の処分を行ったと認めるのが相当である。

## 2 判断

(1) 保管検察官は、本件保管記録の中に、法4条1項ただし書、刑事訴訟法53条1項ただし書にいう「検察庁の事務に支障のあるとき」に該当し開示できない部分があると主張するが、本件刑事被告事件に関連する他の事件の捜査や公判が行われているなどの事情はないから、「検

察庁の事務に支障のあるとき」に該当しないことは明らかである。

(2) また、本件閲覧請求は、佛教大学社会学部現代社会学科の准教授であり社会学の研究者である申立人が、児童虐待の社会的背景や児童虐待事案の刑事司法過程での扱われ方等について、リーディングケースである本件刑事被告事件を共同研究者とともに研究するためという専ら学術研究目的で、本件保管記録の閲覧を請求したものであることが十分疎明されている。しかも、申立人は、本件閲覧請求に当たり、あらかじめ関係人の氏名等プライバシー部分を閲覧請求範囲から除外し、法6条が定める閲覧者の義務を遵守するのはもとより、研究の全過程において、研究倫理に関する規程・指針・ガイドラインに則り、関係者のプライバシー保護と人権保護に最大限の配慮をする旨を確約している。法4条2項ただし書の「閲覧につき正当な理由があると認められる者」とは、閲覧の目的、必要性、閲覧によって生じる弊害の内容・程度などを総合的に考慮した上、閲覧が適当と認められる請求者をいうと解されるところ、申立人らの属性、本件閲覧請求の目的やその必要性、閲覧によって生じる弊害が考え難いことなどを踏まえると、申立人は「閲覧につき正当な理由がある者」に当たると認められる。

そうすると、保管検察官は、申立人に対し、法4条2項各号の事由がないものについては同条1項本文により、その事由があるものであっても同条2項ただし書により、結局のところ保管記録を閲覧させなければならないというべきである。

3 よって、本件準抗告は理由があるから、法8条、刑事訴訟法430条1項、432条、426条2項により、主文のとおり決定する。

令和2年8月25日

福岡地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 溝 國 禎 久

裁判官 辛 島 靖 崇

裁判官 多 田 真 央

#### 〔参考文献〕

福島至編、1999、『コンメンタル刑事確定訴訟記録法』現代人文社。

大貫挙学、2014、「刑事裁判のジェンダー論的考察——女性被告人はどのように裁かれているのか？」渡辺秀樹・竹ノ下弘久編『越境する家族社会学』学文社、155-71。

押切謙徳・古江頼隆・皆川正文、1988、『注釈刑事確定訴訟記録法』ぎょうせい。

（おおぬき たかみち 現代社会学科）

2020年11月16日受理